

インドネシア海軍による船舶拘留が増加傾向に

インドネシア海軍による船舶の拘留件数が増加傾向にあり、とりわけ、シンガポールに寄港する船舶が同国東端に程近いインドネシア **Bintan** 島周辺でインドネシア海軍に違法投錨と見なされて拘留される件が頻発しています。その理由は、多くの船舶が「沖待ち」で錨地とするこの海域は、シンガポール港外の錨地と誤認されがちですが、インドネシア領海内だからです。

インドネシアでは少なくとも 20 件の船舶拘留案件が報告されていますが、その大半が違法投錨の疑いによるものです。船舶の拘留解除手続は現在も確立していないため、ひとたび拘留されれば組合員に多大な負担をもたらします。個々の案件に応じて当局の命令を遵守し、弁護士を起用して法的に対応する他に方法がない状況です。

違反行為とされる典型的な根拠について、詳細を以下のとおり説明します。

違反行為の原因と詳細

(1) 領海誤認について

マラッカ海峡を南下後、シンガポール海峡を通過して南シナ海に到達するまでの海域はマレーシア、シンガポール、インドネシアが領有権を主張していて、これらの海域には港外錨泊地が存在しません。

「海洋法に関する国際連合条約」17 条では領海内を通行する船舶には無害通航権が認められています。同条約 18 条 2 項では「通航は、継続的かつ迅速に行わなければならない」と定めていますが、不可抗力および救助を目的とする意図的な停船は例外的に認められる旨が明記されています。つまり、Ship to Ship (STS) や船員交代、物資供給のような不可抗力が原因ではなく救助目的でもない作業を領海内で実施する場合には、無害通航権が認められません。

(2) インドネシア法について

上述の無害通航権が認められる場合を除き、インドネシア領海内に存在する船舶はインドネシア当局へ届出が必要です。この規則は錨泊や荷役、物資供給、船員交代といったインドネシアと直接関係しない場合にも適用されます。また、現地代理店を起用する必要があります。

インドネシアの会社が運行するインドネシア人船員を配乗させたインドネシア籍船のみが、貨物の積替え、船員交代、カーゴオペレーションなどをインドネシア領海内で実施できますので、ご注意ください。

貨物の積替え、物資供給、船員交代はインドネシア法 No.17 of 2008 に抵触する恐れがあります。近時インドネシア海軍はこの法令の適用を厳格化しており、詳細な理由は不明ですが商船に発砲したとの情報もあります。

対策方法

- インドネシア領海内および周辺海域では、現地代理店と連絡を取らずに錨泊することは避けてください。
- 船舶が拘留された場合には、一刻も早く SPICA Services (INDONESIA) の Jakarta 事務所へ連絡してください。

SPICA Services (INDONESIA)

Wisma PMI, 6th Floor Jl. Wijaya 1 No. 63, Kebayoran Baru

Jakarta Selatan 12170 – Indonesia

Ph.: +62 21 2751 3535

General email: indonesia@spicaina.co.id

以上